

第1回 保育士養成課程等検討会	資料6
平成27年6月5日	

介護福祉士国家試験の概要

1 受験資格

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の介護職員など、主たる業務が介護等の業務である者、介護保険の指定訪問介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）などで、介護等の業務に従事（在職期間が3年以上、実働日数が540日以上）した者（筆記試験実施日の前日までに3年以上の実務経験を満たす者を含む）
- 高等学校又は中等教育学校（専攻科を含む）において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した者（筆記試験実施日の前日までに卒業見込みの者を含む）
- 特例高等学校（専攻科を含む）において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した後、介護等の業務に従事（在職期間：9ヶ月以上、実働日数135日以上）した者（筆記試験実施日の前日までに9ヶ月以上の実務経験を満たす者を含む）

2 試験科目（現行）

[筆記試験]

- 人間の尊厳と自立
- 介護の基本
- 人間関係とコミュニケーション
- コミュニケーション技術
- 社会の理解
- 生活支援技術
- 介護過程
- 発達と老化の理解
- 認知症の理解
- 障害の理解
- こころとからだのしくみ
- 総合問題

[実技試験]

- 介護等に関する専門的技能

3 実技試験の免除

介護技術講習（別紙1参照）又は実務者研修（別紙2参照）を修了することにより、実技試験を免除。

4 介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移（過去10年間）

	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回
受験者数（人）	130,034	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	137,961	136,375	154,390	153,808
合格者数（人）	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	88,190	87,797	99,689	93,760
合格率（％）	46.8	50.4	51.3	52.0	50.2	48.3	63.9	64.4	64.6	61.0

介護技術講習について

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。

このため、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」（平成16年6月）の提言を踏まえて、介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における受験者等の負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するものである。

2 介護技術講習の実施者、内容

介護技術講習は、厚生労働大臣が指定した介護福祉士指定養成施設等の設置者があらかじめ厚生労働大臣に届け出て実施する。この介護技術講習を修了した者について、その申請により、介護福祉士試験の実技試験が免除される。（介護技術講習のカリキュラムは別添参考のとおり。）

3 実施年度、免除の回数

介護技術講習は平成17年度から実施され、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される第18回介護福祉士試験から適用されている。実技試験の免除は、介護技術講習修了後引き続いて行われる次の3回の実技試験について免除される。これは、筆記試験を受験したかどうか、あるいは、筆記試験に合格したかどうかにかかわらず、介護技術講習修了後引き続き行われる3回の実技試験を免除するものである。

(参考) 介護技術講習の内容及び時間数

項目	内容	時間数
(1) 介護過程の展開	(1) 介護における目標等の講義 (2) 事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2) コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2. 5
(3) 移動の介助等	(1) 社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 (2) 安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4) 排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5) 衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6) 食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7) 入浴の介助等	(1) 入浴の介助に関する講義及び演習 (2) 身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8) 総合評価	(1) から (7) までの講習内容の修得に係る評価	3. 5
合 計		3 2

実務者研修について

1 趣旨

「実務経験 3 年以上」で、平成 24 年度以降に実務者研修を受講し修了した者は、受験申込時の申請により、「実技試験」を免除するもの。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第 2 条による経過措置)

※社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則（平成 23 年 10 月 21 日厚生労働省令第 132 号）
(経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第 22 条第 3 項の規定による実技試験の免除は、3 年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下この条において「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「介護等」をいう。）の業務に従事した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 2 項の規定による指定を受けた同法第 3 条の規定による改正後の法第 40 条第 2 項第 5 号に規定する学校又は養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるものについては、この省令の施行前においても、新規則第 22 条第 3 項の規定の例により行うことができる。

2 実務者研修の実施者、内容

実務者研修は、地方厚生（支）局長の指定を受けた実務者養成施設等で実施する。この実務者研修を修了した者について、その申請により、介護福祉士試験の実技試験が免除される。

3 実施年度、免除の回数

経過措置による実技試験の免除は、平成 27 年度（第 28 回）試験まで適用される。